

杉並区における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する職員対 応要領

平成 28 年 3 月 22 日
杉並第 65271 号

改正 令和元年 7 月 16 日杉並第 20581 号

(目的)

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、杉並区職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障害者 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 3 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、留意事項として別に定める杉並区障害者差別解消職員対応マニュアル（以下「職員対応マニュアル」という。）に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の種別や状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、留意事項として別に定める職員対応マニュアルに留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長（担当課長、副参事を含む。）職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施し、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないう注意するとともに、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(服務上の措置)

第6条 区長は、職員が障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供を怠った場合であって、かつ、その行為の態様等が、職務上の義務に違反し、又は、職務を怠った場合等に該当すると認めるときは、必要な措置を講じることとする。

(相談体制の整備)

第7条 区長は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため、保健福祉部障害者施策課に相談窓口を設置する。

2 相談等を受ける場合は、来庁のほか、文書、電話、ファックス、電子メールなど任意の手段及び方法を用いて対応するものとする。

3 第1項の相談窓口では、相談者のプライバシーに配慮し、関係者間で情報共有を図り、問題解決に努力し、以後の相談等においても活用することに努めるものとする。

(研修・啓発)

第8条 区長は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、職員に対し、必要な研修を行うとともに、職員対応マニュアルの活用等により、障害の特性を理解させ、かつ、障害者に適切な対応をするために必要な意識の啓発を図るものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、集合研修をはじめあらゆる機会を利用して、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるものとし、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるものとする。

(委任)

第9条 この対応要領に定めるもののほか、障害者の差別の解消の推進に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月16日杉並第20581号)

この要領は、令和元年7月16日から施行する。